

第23回薄川流域協議会 要旨

日時:平成17年8月31日(水) 18:30 ~ 20:50

場所:長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第22回協議会会議録
 - (2) 会員からの請求資料
 - (3) 松本市への要望書(案)
 - (4) 県への提言書(案)
- 3 松本市への要望書提出について

資 料

第22回協議会会議録

平成16年主要降雨の雨量観測資料

資料-58

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会 員 数

会員数 40名 (出席会員数 11名)

内 容

- 1 第22回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 第22回協議会で会員から請求のあった資料について、事務局から資料58により説明を受けました。
- 3 松本市への要望書について、野原座長から修正案が提案され、第22回協議会の決定どおりに修正されているか内容を確認しました。
- 4 松本市への要望書「2.土地利用規制」の を「土地利用については、防災、景観、環境上の十分な検討を行い、ハザードマップを作り、その区域の規制が必要と認められる場合は土地利用規制を行うこと。」とすることになりました。また、 を「土地開発に当たっては、防災、景観、環境上の十分な検討を行い、規制が必要と認められる場合は土地開発の規制を行うこと。」とすることになりました。 を「防災上、防災に影響を及ぼす土地については、建築許可を出す前に十分な検討を行い、必要と認められる場合は建築許可の規制を行うこと。」とすることになりました。

- 5 松本市への要望書は、次回の薄川流域協議会で前記4の修正について確認し、松本市長に提出することになりました。
- 6 県への提言書(案)の「経過」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 7 県への提言書(案)「9.1. 超過洪水対策」で、会員の意見が一致している共通認識を文章にまとめて冒頭部分に入れ、相反する意見についても両論併記になった経過が分かるようにこれまでの議論の内容を整理した文章を追加することになりました。田口康夫さんが原案を作成し、第24回流域協議会で話し合うことになりました。また、 は必要ないとの意見を追加することになりました。
- 8 県への提言書(案)「9.2. 森林整備」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 9 県への提言書(案)「9.3. 遊水地」に4)として「遊水地はつくらない」という意見を追加することになりました。
- 10 県への提言書(案)「10. 防災に対する危機管理」、 の7)を「支川の流出口、内水処理用水門、農業用水用水門等のゲート開閉の危機管理マニュアルを作成すること。」と、下線部「危機管理」を追加することになりました。
- 11 県への提言書(案)「11. 河川の維持管理」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 12 県への提言書(案)「11.1. 堆積土砂対策」は、「流砂系」の視点に立った土砂管理のあり方を提案する文章を追加することになりました。文章は、田口康夫さんが原案を作成し、第24回協議会で話し合うことになりました。
- 13 県への提言書(案)「11.2. 流木対策」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 14 県への提言書(案)「11.3. 草木除去対策」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 15 県への提言書(案)「12. 環境への配慮」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 16 県への提言書(案)「13. その他」は原案どおりの文章とすることになりました。
- 17 県への提言書(案)「付記」の の後に として「 河川流域は防災上重要な場所であるので、防災上の判断に必要な現地の情報(降雨量、出水量、河川環境等)を行政側及び市民が共有できるようにし、総合治水並びに都市計画について両者が協議できる場を設けるよう努力すること。また、協議の際は可能な限りデータをもとにして議論を進めるように努力すること。」を追加し、 、 を一つずつ繰り下げて 、 とすることになりました。

発言者の敬称は略してあります。

質疑・会員からの意見(会議録の内容について)

(野原座長)

協議会の内容について、何か質問等ありますか。
事前に配布していますので、一読する時間は省略させていただきます。
意見等無ければ、この内容で公表させていただきます。

質疑・会員からの意見(雨量観測所位置, 資料-53)

(事務局)

前回の協議会で資料請求のありました、平成16年の主要降雨の雨量観測資料ということで雨量データをまとめてあります。資料-48と資料-53, 54で示した観測所の、平成16年9月4~5日の秋雨前線豪雨、台風22号、台風23号の24時間雨量、総雨量、降雨継続時間を表にまとめてあります。

(野原座長)

この資料については今までお配りしたものをまとめたものですので質疑は省略させていただきます。
他に必要だと思われる資料はありますか。次回あたり、調べていただきたいということはありませんか。
そしたら私の方からお願いします。今年の洪水をチェックしてみました。今のところ7月4日が一番大きいのです。意外だったのですが、お配りしている資料にも書いてありますが、そんなに大きな洪水ではないのですが、栄橋のところの土砂の堆積がびっくりするほど大きかったです。資料-48と同じような形でいいですから、厩所での水位だとか洪水のハイドログラフ、24時間の時間雨量を頂きたいと思います。それから7月15日に厩所橋の直下で水位だとか河床の調査を行っていたら信大の人がみえまして、厩所でかなり入念に流量を測定しているとのことでした。昨年の台風23号についても聞いたのですが、「ピーク値で大体30 m³/s位です。」と聞きました。この辺のところは資料48でもいただいていますけども、いろんなデータを参考にしたほうが良いと思いますので、「協議会から請求があれば出せますよ」ということでしたので、連絡をとっていただいて、もし出せるようであれば、主な洪水でいいですから資料48と同じでいいですから9月5日だとか台風22、23号でいいですからデータをいただいてみなさんにこの協議会で次回に配っていただきたいと思います。連絡先は渡しておきますのでお願いします。

皆さんの方から何かありませんか。なければ次に移ります。

質疑・会員からの意見(松本市への要望書(案))

(野原座長)

それでは、議事に移っていききたいのですが、第21回の協議会で申し上げておきましたけども、私の座長任期中に開催できる協議会の回数は、今回を含めて3回が限度だと思います。最後は、次の座長の選任とうまくいけば提言書の提出になると思います。実際、審議・討論できるのは次回までかなという感じになっています。そういうことで、できる限り私の任期中に提出までこぎつけたいと考えていますので、効率よく議事を進めなければいけないのですが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは松本市への要望書です。前回検討いただいたのですが、前回決まったことの確認から行いたいと思います。前回の流域協議会の要旨の1ページ目をめくってください。

前回お配りしている「要望書」(案)と、今日お配りした「要望書」、これを見比べながら確認していきたいと思います。

会議録要旨「内容」の5番目、「提言書」を「要望書」に変更するということでしたので、提言書(案)1ページの最後のところの「提言します」を「要望します」と書き換えています。

会議録要旨「内容」6、要望書を出すときに、松本市から提言書との関連がわかるような文書を添付してく

れということでしたので、市と打ち合わせをして、市長宛と治水・利水対策推進本部長宛に添付文書を作りました。市には1枚目、提言書には2枚目の田中康夫様という文書を出します。提言書が出来ていないため、「提出予定ですからご了承ください。」という表現にしています。提言書(案)を添付して、提言書が決まった段階で差し替えるようにします。文章については形式的なものですので、このようにさせていただきます。

7項をチェックしていただきます。みなさんで読みながら確認をお願いします。よろしいでしょうか。

8項めのチェックをお願いします。冒頭の「1996年」を削除する。よろしいですか。

9項は後にして10項め、併記していた文章を一つに統一するという形になった部分です。「2.土地利用規制」の に集約したということで、番号が必要ないところは削ってしまって、このような記述にした訳です。

決定どおりになっているか確認願います。よろしいでしょうか。

それでは11項にいきたいと思います。前段よりも、最後の付記に入れたほうがいいたらうということで、として付記に追加することにしました。確認願います。よろしいでしょうか。

9項に戻ります。「土地利用規制」のところで ~ の文章の中で案では「規制すること」という表現になっていましたが、表現がきついのではという指摘がありました。皆さんの意見をいただいて私が取りまとめるといことになっていましたが、意見がありませんでしたので、私が文書を書き換えています。チェックしていただきたいと思います。表現は項目によって違いますが、「検討を行い、必要と認められる場合は規制を行うこと。」と「検討を行い、必要と認められる場合」という言葉を追加しています。文書によって違うところもありますので、これで良いか検討していただけますか。皆さんの意見を伺いたいと思います。

(高橋邦夫)

2.「土地利用規制」については、前回よりもかなりすっきりしたといえますか、整理統合していますので、これは結構だと思います。 の「ハザードマップをつくり…」ということで、主語が無いので「土地利用については、防災上十分な検討を行い、ハザードマップを作り、その区域の規制が必要と認められる場合は…」という風に直した方が良いかと思えます。もう一つ、「防災上の問題がある…」の「問題」というのを「防災上、ハザードマップの区域内の土地については、建築許可を出す前に十分な検討を行い」というような表現をすれば、各項目に「規制が必要と認められる場合」という表現が入っていますから、ある程度柔軟な取り扱いになっているかと思えます。

(野原座長)

「土地利用については防災上十分な検討を行い、ハザードマップを作りその区域の規制が必要と認められる場合は、土地規制を行うこと。」という文章に変えるという意見ですが、どうですか。

高橋さんの意見の方が、この文章よりさらにキチンとしているのです。高橋さんの意見に置き換えるということで、よろしいでしょうか。書かれている内容は含まれていて、さらに分かりやすく追加されているということです。よろしいですね。高橋さんの意見のとおりに を書き換えるというふうにいたします。

(高橋邦夫)

ですが、「防災上の問題のある…」の「問題がある」を消して、その代わりに「防災上、ハザードマップの区域の土地については…」を入れる訳です。

(野原座長)

ハザードマップというのは、全体の土地が地図になっているのでしょうか。

(高橋邦夫)

平面図の中でこの区域は危険区域ですよと線をひいたのがハザードマップです。

区域のことを言っています。ある一面を言っているのです。

(野原座長)

その中にここが危ないとか避難場所とか書きこまれているのがハザードマップですか。

それでは、「ハザードマップの区域」といったらおかしいじゃないですか。「ハザードマップに指定されている危険区域」という言い方にすれば良いのですが。今言われたことを地図に書き込んだもの全体をハザードマップと言いますから、その中の危険区域という意味ですね。

(高橋邦夫)

「危険区域」と言ったほうがはっきりしますね。

(田口康夫)

ハザードマップはどの辺がどのように危ないか指定しているだけなので、危険が非常に少ない場所がありますが、その開発が別の場所に及ぼす影響もあるので、「ハザードマップで示された」とするとおかしくなってしまう。安全な場所の土地開発が別の場所に影響を及ぼすということもあるのです。例えば田んぼがたくさんあるような場所は、そこが宅地化された場合に、その部分で処理できない水が別の所に流れて行って影響を及ぼすこともあるので、「ハザードマップで示した」とすると偏ってしまうのです。

(山田真一)

川の反対側は安全地域でも、反対側は危険地域ということがあります。安全側に建てたことによって、安全側が危険になる可能性はいつも含んでいます。ですから「防災上問題のある……」が良いのではないのでしょうか。ハザードマップに書かれていなくても防災上問題が起り得る可能性は建物によっては出来てくるかと思います。そういう意味ではこの文章で問題ないと思います。

(高橋邦夫)

ある年度にハザードマップを作って、問題があるとすればその区域を修正して追加すれば良いのです。

(山田真一)

建物を建ててからでは遅いのではないですか。建てたから危険になったということになります。

(高橋邦夫)

建ててからというのは、建てる前に予想しなければならないのです。

(山田真一)

そこが危険地域でなかったから、建てることによって危険になるということです。

(高橋邦夫)

それは、結果論だからやむを得ないです。

(山田真一)

建てたら危険を伴うような、地下何メートル掘るとか、そうすると水脈が変わるとかいろんな問題が起きてくると思います。川のすぐ横でビルの高さ制限があるから地下何階掘られたら大変になると思います。

(高橋邦夫)

それは、水害と関係ないです。地下水ですから。洪水が出た時に危険区域と言っているのだから、地下水とは関係ないですよ。地下水は平常時のことです。

(山田真一)

ハザードマップというのは、すべての防災だと思っていましたので失礼しました。

(矢口幸子)

私たちが土地利用のことを考えてきたのは、ハザードマップに関わることを限定して考えて議論してきたわけではないと思うのです。もともと薄川について川はどうあったら良いのか、広く景観も含めているんな思いで薄川を考えてきたと思います。ハザードマップのことだけが今議論になっていますので、私の意見を言いたいのですが、とも関係あるんですけど、防災上だけにこのところがまとめられていますから、先程言われたように地下水の問題だとか、もっと広くエリアとして景観みたいなことも含めて「土地規制の問題」をとらえていきたいなど。川というのは私たちにとって単に治水・利水だけのものじゃない。生きる上で川が持つ空間の意味というのは、癒しも含めて大きいと思いますので、ハザードマップという言葉を使ってしまうことに抵抗を感じます。限定してしまうと、私たちが川について思いを寄せるそれについて限定してしまう気がしてしまいますから。むしろ はこのままの方がいいのではないかと思います。

(高橋邦夫)

そうすると「防災上問題がある」というのはどういうところですか。市役所の一係官の判定で決まってしまうということです。それでは問題がある訳です。ですから、あらかじめハザードマップという区域の中で危険なところについては規制を行うということでハッキリした方が良くと思います。「防災上問題がある」というのは漠然としすぎて、どういう所が問題があるのですか。問題がある所を羅列できますか。

(田口康夫)

羅列すると、いくらでも羅列できるのだけど、そんなことをしても意味がないので「防災上問題を及ぼす可能性のある土地については、」というふうにしたらどうですか。「防災上問題のある」と言うのが漠然としてしまうので、「問題を及ぼす可能性のある土地については」とすれば、いろいろな人の意見が入るんじゃないですか。「ハザードマップ」と限定すること、「及ぼす可能性のある」ということを考えた場合、安全なところは考えなくていいという話になりかねないので、そういうふうに変えたらいいじゃないでしょうか。

(山田真一)

このままの文章で良いと思います。1500台の大きな駐車場のスーパーが並柳にできるとか、大変な開発がきているのです。そういった中で、駐車場に落ちたやつをどう下に落とすかということを見殺しで作った場合には、どぶ川でも必ず洪水が起きますので。薄川と違うから関係ないといえばそれまでですけど。

(野原座長)

市へ出すのは薄川に限ってではなくて、松本市の都市計画を作る上でのことになっていますので限定しないでいいです。

(山田真一)

限定しすぎない方が、問題あるところは検討してくれよということで、明確にしない方がいいかと思います。

(巽朝子)

山田さんが仰っていることと同じですが、「問題がある」と言うのが今問題があるかどうか分からないというか、潜在的な問題がある土地は含められないので、「問題を及ぼす可能性がある」とすれば、問題のあるところは当然、なおかつ潜在的な問題がある所も含まれますので、そういうふうにした方がいいと思います。

(野原座長)

できた後、いろいろ追加・変更というよりも、「防災に影響を及ぼす土地については、」という表現の方が、私自身はいいんじゃないかと思います。

高橋さんの案よりも範囲が広がるけども、どうですか高橋さん。

影響を及ぼすということになれば、わりと潜在的な要望にもなるし、計画する上では入念に計画をしないということになるんじゃないかと思います。

そうすると、「防災に影響を及ぼす土地については、」というふうでどうでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。

については、「防災上、防災に影響を及ぼす土地については、」と変えます。

他にございますか。

(矢口幸子)

先程も申し上げましたが、で「土地開発に当たっては、防災上の十分な検討を行い」というところですが、ととても似ている。同じようなことを言っていると思います。そうした場合にとがどう違うか考えたいのですが、のところはハザードマップを限定して言っています。のところは「防災上十分な検討を行い」という所に「防災上」に加えて「景観」ということを入れてほしいと思います。「土地開発」というのを、ここでは広く言っているように私は捉えたいという思いで申し上げます。

(野原座長)

「開発」と「利用」の言葉の意味ですね。

(矢口幸子)

は確かに「景観上」「治水上」とありますが、ただこれは松本市のマスタープラン作りということなので、マスタープランで取り上げられたこと、提言されたことが、「土地開発」という具体的な場面とは違うと思うのです。マスタープランは例えば法的根拠、規制する根拠があるのかどうかと考えた時に、果たしてどうなのかなという気がしますので、もちろんマスタープランで盛り込まれたことは十分実施計画の中で生かしてほしいと私も思っていますが、「土地開発」というふういきちんと言う時と少し違うという気がしているのです。その意味で、「景観」というのも入れてほしいということです。

(野原座長)

の所で、「土地開発及び景観」と。

(巽朝子)

「防災上の十分な検討を行い…」のところだと思いますけれど、そこに「景観、環境、防災上の…」というふう「景観」と「環境」と「防災」と全部入れるということはどうでしょうか。

(野原座長)

、 について、「防災、景観、環境上の十分な検討を行い、」という表現にすると。

(二木一男)

水害の防止ということが私どもの任務なのです。だから、環境だ、景観だ、さらに言えば衛生だ、教育だなんだとそんなところまで範囲を広げる必要ないと思います。流域協議会としては、松本市としては他でやっている問題ですから、そういうことに我々が要望するのは非常に越権でもないが余計なことだと考えます。私はもともと松本市に要望書を出すこと自体、その必要性を認めていなかった訳でございますから、あえて意見を申し上げたいと思います。それから と の問題がでましたが、確かにこれは区別ができません。

と は一緒にしても構わないと思います。違うのは「土地規制」と「土地開発」、この違いだけです。ですから と は一緒にしてもいいと思います。

(巽朝子)

以前いただいた資料19、この資料は河川法の改正で何が変わったのか尋ねた時にいただいた資料です。何のためにわざわざ法まで改正して、河川に対する考え方がどう変わってきたか、どんなに流れが変わってきたかということ、もう一度私たちは考える必要があると思います。何が加わったかと言いますと、今まで治水・利水だけ考えれば河川整備の目的は達成できました。だけど1997年から河川整備の目的として「環境」というものが入りました。「環境」も入れたものが河川整備であって、1997年以来、環境を考えないものは欠けているということになった訳です。そのくらい「環境」が大事になってきているから、「洪水さえ起こらなければいい」、「水さえ取ればいい」という、今までの考え方が通らなくなったことを、かなり前にこの会で確認したはずで、ですから、私たちの要望書の中で環境のことが非常に弱いというのは事実です。その意味から言っても、「土地利用の規制」の項目のなかに「環境」の言葉を入れるのは当たり前というか、無くてはならないことだと思います。

(野原座長)

今言われたことは総合治水の基本ですので、ごもっともで、別に防災だけに限るということでなくても良いと思います。一番最初に、この意見を述べられた方いらっしゃると思います。それから出発していますので、あまりいじってはいけないということで、あくまでも私は個人の意見を尊重するという形で、それに追加することも、その人の意見をおろそかにすることじゃなくて追加することだから良いだろうと、そんなことで皆さんの意見を伺っているのです。

前にお配りして、意見があったら私に申し出てくれということで、今ここでこんなに時間を費やしているいろいろやっても時間が延びるきりで、全然まとまらないということになりますので、これは私に決めさせてください。

総合治水というのは、巽さんがおっしゃられたように、国の基準もそういう内容になっていまして、我々もそれから出発していますので、言葉を入れることは悪くないと思いますので、「防災」の後に「景観」と「環境」その「充分な検討を行い」というようなことにします。「規制を行うこと」という言葉を除けば、これは前回決まっていたことなんです。そういうことですので、これで締めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(野原座長)

次に「付記」についてですが、皆さんの意見があれば申し出ていただくことにしていましたが、私の手元に届いていませんので、先ほど申し上げました、を追加するというに留めておきたいと思います。、については、下に線を引いてありますが、このような文章でよろしいでしょうか。

そうすると、「付記」については、この3項目だけにしておくことにさせていただきます。

修正が簡単に済むようであれば今日提出しようと思っていましたが、少し多くなりましたので、次回、今言った内容を確認して市に提出するということにしたいと思います。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案) 「経過」)

(野原座長)

次に県への提言書案について審議したいと思います。提言書案を見てください。

前回は申し上げましたように、この提言書は追加という形で考えています。前回お出しした提言書の続きだと考えていますので、経過というのはその辺のところを少し入れるということに留めています。このような文章にしましたが、「経過」についてはこれでよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

「経過」はこの辺に留めさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「9.流域対策」「9.1.超過洪水対策」)

(野原座長)

次に「9.流域対策」です。その一つ「9.1.超過洪水対策」。これだけの意見が出ているということで羅列しています。これについて何か意見ありましたらお願いします。併記につきましては、前回はそうでしたが各人が責任を持つということにしていますので、意見を出された方からこうしてくれと言われたい限りはこのようにさせていただくというふうにいたします。9.1項の「超過洪水対策」はこれでよろしいですか。

(高橋邦夫)

「9.1.超過洪水対策」を何回も読みましたが、
、
、
はいいいのですが、
はカットしたらいかがと思います。その理由は、台風23号のことをごちゃごちゃ書いてあるのです。確かに話は出たのですが、提言書に載せても意味がないと思うのです。と申しますのは、台風23号の時の洪水が80年に1回のものと同じ規模であれば載せても意味があると思いますが、私が感ずるところは5～6年に1回の洪水なのです。従って、これを載せても意味がないと思うのです。80年に1回の洪水と匹敵するものであれば、確かにこういう問題が出たということがあると思いますが、「第6感で200m³/sだった」とか「40m³/sだった」とか提言書に載せても、超過洪水対策ではないと思うのです。本当に超過洪水がでたのであれば価値があるのですが、このときは超過洪水じゃなかったのです。

(野原座長)

これは、私がずっと調べてきて、少なくとも20年に1回の洪水になっています。
私の参考資料にもきちんと今までのデータを基にして、分析していますので。

(高橋邦夫)

仮に20年でもいいのですが、80年に1回の洪水なら議論しても価値があるのです。

(野原座長)

よく勉強してください。80年に1回と20年に1回がどれだけ違うかなんです。そのへんのことが分からなければ、いくら話しても分かりません。

(高橋邦夫)

であれば、
を直さなければいけないですよ。「80年に1度の洪水に匹敵する第23号台風」と言わなければおかしいですよ。しかし、私はそう思っていません。台風23号の洪水は5～6年に1回の洪水ですよ。論議しても、書いても意味が無いのです。

(野原座長)

だから80年に1回の洪水もきちんと出しています。分からないから、書かざるを得ないのです。根拠を示してくれと言われた時に、単に言葉だけでは全然ことが進まないのです。

(高橋邦夫)

それであれば、「台風23号は、...。20年に1回の実態はこうですよ。」としないとおかしいですよ。なんのためにあげているのだらうと思います。

(野原座長)

そのために参考資料を付けているのです。

(高橋邦夫)

参考は分かりますけど、これは挙げたって意味無いのですよ。80年に1回なら価値がありますよ。それを論議している訳ですから。

(野原座長)

80年に1度は、20年に1回の2割か3割増したような値になるから、これだけ読めば十分に分かるのですよ。分かる人が見れば、ピンとくるのです。

(高橋邦夫)

それなら、そう表現しなくてはおかしいですよ。何のために23号を挙げているのか分からないのですよ。こんな、ぐだぐだ挙げても意味が無いのですよ。

(野原座長)

だから、参考資料があるのです。ポイントだけ書いて、最小限に抑えて書いていますから。これについては各人が責任を持てばいいのですから議論をやりません。自分の意見があるのだったらまとめて出してください。それを載せますから。これについては前回と同じで、二木さんと私の意見だけですから。

(高橋邦夫)

これは二木さんと座長が論議した話でしょ。

(野原座長)

だから、各人の責任で良いじゃないですか。

(高橋邦夫)

これが、80年に1回なら価値ありますよ。80年に1回じゃないものを挙げて何の意味があるのですか。

(野原座長)

80年の1回の洪水がどういうものであるか。流下能力がどれくらいあるか。これを読めば分かるのですよ。読んでください。分かりますよ。470m³/sが、80年に1度の洪水に対して、べらぼうな値ということを示すために書いてあるのです。これだけじゃなくて、水位でも分かるようにしてあるのです。皆さんが分からないから書いてあるのです。

(二木一男)

私もこの は削除の方が妥当だという意見を持っております。ここの「200m³/s」の話の張本人は私なので特に申し上げたいのですが、私はそんな深刻な気持ちで「200m³/s」というのを発表したわけではなくて、渚の水位観測所で観測した結果が私の予想した流量に近かったという意味で申し上げた訳でございます。県知事の提言書に書くというのは妥当ではないという意見を持っております。

(野原座長)

二木さんの言った「285m³/s流れる」というのは違うということですか。自分の今までの経験から言えば、それくらいになるという話だったはずですよ。私はそれを否定しません。というのは、480m³/s、小松橋の水位で言えば、8割くらいですか、その辺のところにくるから、認識が違うだけで現物で見るとかぎりそんなに私の値と変わらないのです。認識の違いだけ。その差がはっきりすれば、二木さんの言っていることもおかしい話じゃないかと理解していたのです。渚で計算すると表面流速が大体20m/sくらいになるのですけど、確認せずに言ったということですよ。それじゃ話にならないのです。実際いくら流れていたのか。

(二木一男)

流速20m/sなんて馬鹿な話を言っているのではありません。少なくとも20年の経験を持って、実際に河川の流量の測定、観測の経験を基に申し上げた訳でございます。今から30年ないし50年前の経験ですので、この年になりますと2割くらいの誤差はあるかもしれません。しかし、少なくとも30m³/sという馬鹿な話は私はどうしても言いません。そういうことですので、ここに載せるほどの問題の流量ではないということだけは申し上げたいと思います。

(野原座長)

二木さんの意見は、ここから削除して良いということですか。

(二木一男)

それは私の意見で、私の意見に賛成の方もいるかもしれませんが、それは確認しておりません。

(野原座長)

二木さん自身はどうなんですか。ここに載せた意見は削除していいのですか。

(二木一男)

その上のも削除してもらって結構です。大体、台風23号の流量をここに載せること自体おかしいですよ。先程の意見にもありましたけど、そんなに大きな洪水でもないし。

(野原座長)

それは、おかしい。今まで時間があるのに、なんでここでそんなことを言うのですか。そういう意見があるのだったら、2ヶ月以上経つのに何でその間に言ってくれないのですか。ここにきて、そんな意見を。

(二木一男)

最終的に検討するところで申し上げている訳でございます。今まで検討していないでしょう。

(野原座長)

自分で自分の意見を検討してくれと、事務局を通じて皆さんに送っているのですよ。効率よくやるために、皆さんの意見がある場合には前もって出してくれと言っているのですよ。そんなことやっていたら、いつまでやってもまとまりませんよ。

(二木一男)

意見をださなかったのは悪いと思いますが、ここで出してもいいでしょう。いけないのですか。

(野原座長)

いいけれども、削除するしないという基本的な問題をここで言われても困ります。

(二木一男)

困るなら、検討しなければいいじゃないですか。

(野原座長)

私が言っているのは、それだけの期間を与えてやっているのに、そんな基本的なことを今さらここで言われても困るということです。どうしてもということであれば検討してもいいですよ。ここに書いてある二木さんの意見を消していいのか聞いているのですよ。

(二木一男)

私の意見も含めて の全部を削除したらどうかという意見です。

(野原座長)

それは二木さんの意見ですね。これは二木さんと私の意見だけをまとめたものですが、私は削除しません。二木さんの意見を消すとなれば、その部分だけ文章を書き直します。私は消しません。

どなたが出した意見か分かりませんが、 から まではこれで良いですか。

(高橋邦夫)

から はいいですよ。 は二木さんも私も言いましたように、これは提言書に挙げてても全然価値がないのです。昨年の台風23号の洪水に対してこういう値だったというだけの話であって、これが80年に1度の洪水に匹敵するものだから議論しましたというなら分かりますよ。

(野原座長)

私の意見としては、1)なのです。これを説明するために書いてあるだけなのです。

(高橋邦夫)

それを削除したらどうですか、という意見です。

(野原座長)

削除しません。皆さんに分かってもらうために最小限の説明をしているのです。

(高橋邦夫)

前回提言書で出しているのです。470 m³/sを前提として色々河川対策をやりましたよね。従って今回は超過洪水対策だけの話なので、それ以前のことをぶちまけても意味がないのです。

(野原座長)

1)は私の意見。これについての分かりやすい説明を書いているだけなんです。

(高橋邦夫)

だから、必要ないと私は言っているのです。

(野原座長)

これは、皆さんに分かってもらうために必要あるのです。私の意見ですので、そういう風にさせてください。他に意見のある方、併記しますので。前回と同じようにそういうふうにしたいと思います。

(高橋邦夫)

それでは、私の意見として必要ないという意見を載せてください。

(野原座長)

入れます。私の意見が必要ないというのを入れます。

(高橋邦夫)

それなら、分かりますよ。 は必要ないというのを提言書に入れてください。

(野原座長)
入れます。

(田口康夫)

言いたいことだけ言って、意見だけ載せるのだったら、何のためこの流域協議会で議論してきたのか、もらった方は分からなくなる。だからそんな無責任な形で言った意見を全部載せるのは良くないです。

野原さんに聞きたいのですが、野原さんの1)の1、2、3という細かいものを入れないで、上だけで十分通用すると思うのです。よく分からないのは、1)の2の最後のほうに「基本高水についての河川改修の必要性は全くないと断定できるので、超過洪水対策についての河川改修のみを考慮すれば充分である。」と書いてある。超過洪水対策っていうのは、どういう量を超過洪水対策というのですか。

(野原座長)

超過洪水対策というのは、どこまでするかは計画するときに立てれば良いことなんです。

(田口康夫)

数量が無いじゃないですか。

(野原座長)

1 / 80の基本高水については絶対確保しなければいけない。超過洪水については最悪の場合には立てなくてもいいし、立てたければどこまで立てていいか、それはその時考えなさいという国の基準ですから、別に規定は無いのです。

(田口康夫)

河川改修の必要性が全く無いということになれば、超過洪水というのは値をはっきり言っていない訳で、おおよその値を言わない限りは。

(野原座長)

300年に1度、1000年に1度、1億年に1度の洪水対策という計画を立てたとすれば、それも超過洪水になるのだから。それに対しては否定できないから、そういう表現にただけのことなのです。

(田口康夫)

1億年に1回の洪水に対するなんて、馬鹿なことを言っはまずいですよ。

(野原座長)

馬鹿なことだけ。

(田口康夫)

それは、馬鹿なことですよ。それはおかしいですよ。

(野原座長)

規定がないからそういう表現にしているだけであって、私自身は別に意味があるなんて言っていないですよ。私自身は流下能力を見る限り充分余裕があるのだから、少なくとも水に対しての対策は必要ないという意見なのです。

(田口康夫)

超過洪水対策というのは矛盾してしまうのです。野原さんの考え方から言うと、この文章を消さないとおかしくなってしまうのです。流域対策ということで今回提出する訳ですよ。第1回目のときに、こういうような内容のことをかなり出して、資料も付けているのです。予想もつかない状況であふれる場合もあるし、超過降雨量が降る場合もあるけれど、必ずしも超過洪水にならなくても堤防がやられる場合もあれば、いろいろな要素で溢れる場合も出てくるので、そういうものに対する流域対策であって、数字云々ということも議論して、ここで挙げて意味が無くなっていくのです。

(野原座長)

そうするのであれば漠然とするんじゃなくて、きちんと具体的にこういう条件の時にはこうしてくださいというふうをお願いしているのです。470が全然あてにならない数字だからこういう結果になってしまうのです。

(田口康夫)

470云々というのは、第1回で書いている訳です。書いて出したじゃないですか。それを流域対策の中にもう1回繰り返してしまう。流域対策というのはもう少し総合的な視点で文章をまとめて書かないと。

(野原座長)

基本的な数字が全然訳わからない数字だから、こういう議論でもそういう形になるのです。まとまらないからどっちに転んでも良いように、皆さんの意見だけはまとめて載せようということをやっています。

(田口康夫)

要するに、野原さんは両論併記で書いていけば良いという結論に達してしまうわけですよ。両論併記と言っても、野原さんが言っている内容は第1で書いているのとほとんど変わっていないのです。だから、1)の1、2の細かいことはやめて、もう少し理念的なことを入れていけば十分通用すると思うのです。2)も、こういう風になってしまうから通用しなくなってしまうのです。もう少し流域対策に関する考え方を。

(野原座長)

よく読んでください。私は流域対策のみならず他のことも考えて、拡幅を否定するいわれがないから、超過洪水についても必要があるならばと書いているのです。

(田口康夫)

「まったく河川改修の必要性が無いと断定できる」と言ったら、拡幅だってしなくて良いという話じゃないですか。この文章でいけば、なんで拡幅するのですか。

(野原座長)

拡幅というのは水だけじゃないんです。総合治水の考え方からすれば、皆さん景観だとか環境だとか言っているじゃないですか。

(田口康夫)

我々は、そういう考え方で拡幅を出しているのですよ。

(野原座長)

超過洪水に対しても、私が言えばみんな否定してしまうようになってしまうから、やむを得ずこういう表現になっているだけの話なのです。

(高橋邦夫)

第1回の提言書に河川改修について書いている訳です。従って、ここでは田口さんが言ったとおり、超過洪水対策を言えば良いのであって、数字を言ったって意味がないのです。超過洪水対策なのだから、470がどうのこうのと言うのは、前回の提言書で言っているのだから、あれ以上ぶり返して言う必要はないのです。

(野原座長)

さらに具体的になってきたから。あのときは全然わからない時だったから。

高橋さんの意見も追加する形で、私は消す必要ございませんので。そんなこと言い出せばみんなそうになってしまうので、そういうことはやめます。私は470を消せと言っていないのです。

ほかに意見ありますか。

(田口康夫)

9.1の二木さんの意見は消すってことですか。

(野原座長)

二木さんの意見は、自分で消していいと言うから、その分はみんな書き直します。

(田口康夫)

二木さんはそういうことですか。自分の意見だけを消すということですか。

(二木一男)

違います。を全部削除というのが私の主張です。

(野原座長)

それでは、それを意見として追加します。

(田口康夫)

9はこういう形で羅列するのは良くないです。きちんとした文章を入れて、議論した結果このような意見があったので併記しますというような形で、まとまる部分はきちんと書きませんか。

(野原座長)

それは、書き直します。二木さんの意見があったから、そういう表現にしましたので。

(田口康夫)

書き直すといっても、私と野原さんとはとらえ方が違うと思います。

共通する課題に関してはしっかりと文章をまとめて、相反するものに関してはこうだというふうに文章を2つに別けて書いた方がいいということなんです。始めから羅列方式にしたら、読む方はきちんと捉えられないですよ。もう少し統一出来るところは統一した文章をきちんと入れて。

(野原座長)

そんな、1回、1回言われたら。そのために2ヶ月間費やしてやってるのですよ。ここの場だけだという考え方でこられて、言われたのではいつまでやってもまとまらないですよ。

(田口康夫)

座長会議でも、そういう話をしてたけど、野原さんと二人だけの時はね。

(野原座長)

文章をまとめると言っても、皆さんが書いて送ってくれて、それを見ながらならまとめ易いけど、こんな席上で言われたのをいきなりまとめると言われても、そんなにまとまるものじゃないですよ。文章というのは、簡単にいかないですよ。

(田口康夫)

もう少し進めます。超過洪水対策に対する共通認識の部分は、最初に文章にまとめて前に持ってこないですか。今のままで共通するところがあるにもかかわらず、それぞれのことを書いているだけなので、非常に幼稚な文型ですよ。こんなもの出せば。

(野原座長)

他の所も読ましていただいたのですが、他の所も素直ですよ。皆さんの意見を尊重するということだと思うのですが、ほとんど羅列です。その方が良いのかなということで、私は自分の主義意思を加えないように、文章を書く場合でも議事録を基にして抜き書きするという形で書いているのですよ。

(田口康夫)

共通認識に関する部分は、そういった文章を入れようと言っている訳です。その方が前進的な内容になるのです。羅列だけでやっていくなら、それしかないと言えば別ですが、皆さん超過洪水に対して共通する部分を持っているんじゃないですか。

(野原座長)

それを出してもらえば良いのだけど、来ないじゃないですか。来ないのに私はどうしようもないです。

(田口康夫)

超過することに対して対策を取らなくてはいけないということには、皆さん反対する人はいない訳でしょう。

(野原座長)

考えてもらいたいのですが、この協議会というのは文章を作ることだけでなく、皆さんの持っている意見を梃に伝えるというのが大事だから、生の声の方が良いんじゃないかという気がしているのです。

(田口康夫)

だから、生の声は羅列していけば出るじゃないですか。問題ないでしょう。生の声だけでなく、共通する文章として確立するには、共通しているところをきちんとまとめて出さないと、読んだ方が文章の重さみたいなものを判断できないということを言っているのです。文章というのは、そういうものを含んでいるのです。

(野原座長)

そういうものをまとめて出していただけますか。そういうものが無いから、こういう形になっているのです。

(田口康夫)

第1回目に出したものだって、共通するところは共通するということで文章をまとめて書いたから文章らしい文章になってきている訳で、初めから羅列と言うと「提言書」という前提で出した場合おかしいですね。

(野原座長)

最後にきてそういうことをされてしまうと、やる度が変わる変わるになって、1ヶ月に1回しか開けないですから、いつまで経っても結論にたどり着かないというようなことになりかねないのですよ。

(田口康夫)

やる度が変わると言っても羅列の内容は変わってないから、やる度じゃなですよ。それは決まっているから、羅列は仕方ない。私は、羅列だけじゃまずいってことを言っているのです。

(野原座長)

それがまずいのであれば、出していただけなければ、まとめようがないです。私はあくまでも議事録に則ってまとめていますので、1ヶ月に1回やって、もう2年ですよ。2年前の意見がここにあるけれど、そんなに覚えきれないです。議事録だけが頼りなんです。議事録に載っていないような文章を書いたとすれば、何を基にして書いたんだと言われた場合、答えようが無いですから。

(田口康夫)

分かりました。共通する問題に関しては、私が提出します。どこまで共通するかどうかというのは、皆さんに意見を聞いておいた方が良くと思うのですが、そっちの方向で議論してもらった方が書きやすくなります。羅列を前提とした議論だけではまずいですから。

(野原座長)

次回までをお願いします。次回それをやらないといけないから、次回の1週間前くらい前までには、私の所に届くようにお願いします。

(田口康夫)

分かりました。今私が言ったようなことで是非何か入れてもらいたいようなことがあったら、出しておいください。個人的に連絡してもいいですけど。最初からこのような羅列では、重さがないと考えていますので。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「9.2森林整備」)

(野原座長)

9.2に移ります。森林整備について、一つ一つやるのはやめます。項目毎にチェックしていきます。意見を伺っていきます。「森林整備」のところはいいですか。それでは、9.2はこの文章どおりとします。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「9.3遊水地」)

(野原座長)

そうすると、9.3の「遊水地」これも皆さんの意見をそのまま書いています。いろいろあるかも知れませんが、私が自分自身で作為していません。これも並列です。

(二木一男)

9.3「遊水地」について提案します。私は原則的に遊水地は不要という意見でございます。地域的に見ましても、薄川流域は遊水地を造るような地形にはありません。そういうことが第一の理由でございます。

(野原座長)

そうすると、2)とも違うのですか。まったく造らなくていいということですか。出来る限り造らない方向で検討することじゃなくて、まったく。

(二木一男)

そうです。

(高橋邦夫)

「遊水地」というのは、形があって無いのです。半日に300mm降ったという、水害がありましたね。ああいう状態になれば、松本の市内は半分以上水浸しになると思うのです。そうなった場合には、街が遊水地なんです。田んぼも畑も、ありとあらゆる所が水浸しになってしまいます。そういうことになると、街中全体が遊水地なんです。人間が造ろうが造るまいが水は勝手に低い方に流れていきますから、そうなった場合には全体が遊水地だと思います。したがって、造らなくていいなんて理屈は出てこないと思います。

(野原座長)

そうすると、1)の「遊水地は必要であるからつくることを検討すること。」これですね。そういうことですね。ほかにございますか。いいですか。

そうすると 4)で遊水地をつくらないという項目を追加します。

それから1)、2)、3)、4)とありますが、各々述べられた方、意見はこれでよろしいですか。

(田口康夫)

2)と違うということなんです、2)を出したのは二木さんではなかったですか。

(野原座長)

私が全部の意見を羅列してそれをこのように分けたんです。1)、2)、3)、二木さんの言う4)がありますね。その中にみんなの意見を割り振っていったのです。

(田口康夫)

4)をつくるということは、これとは違うということですね。

(野原座長)

二木さんは全然遊水地はつくらなくていいということだから、これに対して意見があれば出して下さい。

(田口康夫)

二木さんに聞きますが、なるべく災害の規模を小さくしようという、減災という考え方は無いんですか。

(二木一男)

私は、遊水地ではなく「遊木池」を造れという主張をしてあります。木を泳がせる、流木を泳がせる池は必要であって、遊水地ではないのです。目的は、流木を貯める池。これは主張したことがあります。

(野原座長)

それは、流木対策のところに入れればいいですね。それを入れるなら、今言った「遊水地はつくらなくていい」という言葉は消すんですか。それともそれも残すのですか。

(二木一男)
目的が違います。

(野原座長)
目的がね。4)は残りますね。

(二木一男)
目的が違います。流木池を遊水地というように考えればそういうことにも取られやすいですが、私の考えは「遊木池」。流木を貯める池ということです。

(野原座長)
今言った意見は、流木対策のところにとして追加すればいいですね。

(田口康夫)
もう少し具体的なイメージで言ったらどうですか。「河道内」とか「河道外」とか言ったらどっちなんですか。

(二木一男)
「河道内」です。

(田口康夫)
「河道内」ですか。ということは、現在田んぼや池がある場所に流木を導くような池というか。

(二木一男)
そうではなく、「河道内」。川の中。具体的に言えばダム。ダムのような物を造れと。そこで上流から流れてくる流木は全部堰止めて、下流の被害を防げという主張なのです。

(野原座長)
確認したいのですが、2つ意見があるということですね。遊水地が必要ないという意見と、「遊木池」をつくれというのは別の意見なのですね。「遊木池」の「ち」は池ですか。それとも。

(田口康夫)
「遊木池」じゃないダムですよ。ダムということですよ。川の中に造るのだからダムじゃないですか。

(野原座長)
ダムというのは、ここでは論議しないとなっているから。木を蓄えとなればいろんな方法があります。「遊木池」となれば、ダムだけじゃないから。

(田口康夫)
二木さんの言葉のイメージから言うと、現在田んぼのある場所をそういうふうにする受け取っていたのですが、違うということですよ。

(野原座長)
例えば、広いところに流木が流れ寄るようにすることだって一つの方法ですよ。そういう意味かと受け取っていたのですが。

(田口康夫)

広いところに、どうやって流木を持っていくわけですか。

(野原座長)

分からないけど、仮にそういう場所があるならば。

(高橋邦夫)

二木さんが言っているのは、川が流れてくるのを溜めて。だから、ダムを造るということですよ。

(野原座長)

ここではダムは扱わないということにしていますので、今回はやめにしてください。

(二木一男)

よそで、ダムのことを河道内の堰堤みたいなことを言っています。流木を止めるもので良い訳です。

(野原座長)

流木のことは後で出てきますので、その時出させていただくとして、他に意見ありますか。

よろしければ、「10. 防災に対する危機管理」というところに移ります。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「10. 防災に対する危機管理」)

(野原座長)

「10. 防災に対する危機管理」について、意見のある方お願いします。

(小岩井浜門)

提言書(案)の「10. 防災に対する危機管理」というところで、「防災システム作りを行うこと。」としての7)ですが、「支川の流出口、内水処理用水門、農業用水用水門等のゲート開閉のマニュアルを作成すること。」というがありますが、これはどのような考えですか。

(野原座長)

これは、高橋新吾さんからの意見だったような気がします。逢初川かも知れませんが、小さな川が増水して氾濫したときにいろいろしたら設備の使い方がわからなかったとか、そういうことがあったらしいのですよ。それではまずいから、そういうことが起きたときに即座に動かせるように。水門でも誰でも開けられるようにしておかなくてはまずいというような意見が出たんですよ。そういうことだと理解しているのです。

(小岩井浜門)

それについて、お伺いします。薄川の水門を簡単にと言いますが、簡単に上げ下げできないようになっているわけです。相当前に出来たそうですが。

(野原座長)

予報があった時にすぐ伝達があって、伝達された人が開けたり、閉めたり出来るようにしておかなくてはいけないと思うのです。その為にもマニュアルを作っておかないと、間に合わないということだろうと思います。

(小岩井浜門)

緊急の場合に出来るということを行っているのですか。この文章は、そういうことを言っている訳ですか。

(野原座長)

提言書ということですから。

(田口康夫)

松本の場合だけでなく、よその大きな水害の時もポンプとか、ゲートを開けるレバーとか付いているんだけど、いざ水が出てきたら、そんなところに行ったら危ないからみんな逃げてしまうんですよ。それで実際に動かなくて溢れた場合もあるし、動くのだけど危険で近寄れない状況になって何もできなかった場合とかいろいろあるのです。危険なときにわざわざ自分の命を犠牲にしてまで、飛び込んでやる人はいないから、そういうことも含めた使用マニュアルというか、そういうこともマニュアルに含まれているのかよく分からないのだけど、実際にはその目的でつくっても機能できないような緊急の状況が生まれるから、そういうものに対する対応を含めたことをやらないと。そんなことをやるときりがないのだけど、大きな災害というのはそういうことが引き金になって大きくなってしまう場合も結構あるので。

(野原座長)

そうすると、マニュアルだけでなく、何か追加した方がいいということですね。

(山田真一)

10.の頭に「危機管理」と入っているから、7)の所は「危機管理マニュアル」としておけばどうですか。

(野原座長)

「危機管理マニュアル」とします。

よろしいですか。10はこのようにさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「11.河川の維持管理」)

(野原座長)

「11.河川の維持管理」。よろしいですか。

11番もこのとおりにさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「11.河川の維持管理」「1.堆積土砂対策」)

(野原座長)

「11.1.堆積土砂対策」に移ります。

私が調べた9月4日の洪水も参考にしてください。高々15m³/s位のピーク値の洪水でしたが、洪水前後で橋の下に、ならしたにしても50から60cmくらい土砂が溜まったということです。意見ございませんか。

(田口康夫)

薄川の問題だから薄川の部分だけで考えている、載っているだけですが、国交省は「流砂系」という視点を出してきて、源頭部から海岸までを視野に入れた土砂の移動ということでモニタリングしようとか、土砂の動きをどのように解析していくかということをやりはじめています。だから、「流砂系」という視点に立った土砂管理のあり方みたいなものを具体的に中に入れてもらいたい。つまり上流の治山ダムとか砂防ダムの問題も影響してくる訳です。そういう視点で何がどうあるべきか、というのは多分まだ分かっていないのだろうけど、その辺の視点を入れて土砂対策に挑むというか、そういう考え方を。後で文章つくりますけど。

(野原座長)

文章をつくっていただけませんか。土砂対策の理念みたいなものですか。基本的考え方ですか。

(田口康夫)

基本的考え方というか、土砂というのはどこかを取れば、どこかからそこへきてまた堆積してしまう訳です。それを止めることができるかと言えば結構難しいので、薄川の動きもそうなんですけど、減る所もあれば増える所もある。しかも、その土砂がどこから流れて来るかという河床に溜まった土砂だけじゃなくて、山の方から流れて来る場合もある訳です。薄川だけで見ていると、どちらかという河床が低下する方向で土砂が動いているのですが、もっと下流の方へいくと海岸浸食の問題なんか起きています。土砂の供給が無くなってきて、莫大なお金をかけて消波ブロックとかいろいろな施設を海の中へ投入して防いでいるわけですよ。そういうものを見ると、国交省が打ち出した「流砂系」という視点で土砂の動きをしっかりと見つめていかないと無駄なお金を使ってしまう状況も出てきてしまうのです。それでは、どういう動きで、どうあればいいのかというのは、まだあまり分かっていないけれども、その辺を視野に入れた見方が必要です。だから、雨量を測るとか、流量を測るとかというのと同じように土砂の移動量の解析の仕方、測定の方法を開発するためには何が必要かということはある程度含めていかなくてはいけないと思います。そういう意見です。

(野原座長)

それをまとめて、私の所に送っていただけますか。

そうすると11. はいいですか。田口さんが言われた「流砂系」についての源頭からおそらく河口までと思うのですが、そういう見方でやった場合どういう管理をしたらいいのかという様なことでまとめてもらって、それを記述するというようなことを追加したいと思います。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「11.2.流木対策」)

(高橋邦夫)

前後しますが、この「流木対策」、次の「草木除去対策」、前の方の「森林整備」、これについては前回の2月の提言書で挙げていますので、中身は若干違いますが、削除してもいいんじゃないかと思います。ダブって前回も出していますから。いかがでしょう。

(野原座長)

意見出された方がどうかなんですよ。前回記述しなかった残りなんですよ。

(田口康夫)

残りだけ書くと誤解を与えるから、「前回だしたものに加えて」とか、そういうことで書いておけばどうですか。流木対策というこれだけやれば良いという話になりかねないですよ。

(野原座長)

「流域対策」と「河川改修」という形で2つに分けて両方に載っているんだから、特別に加える必要はないと思います。「流域対策」ではこういう意見があります、「河川改修」ではこういう意見がありますと、各々の提言書に載せているのだから。まとめて一緒にやれば良かったのだけど、一緒にやれなかったのがこういう形になったのです。

意見を出された方が削除しても良いとなればいいのですが、少なくともここに載っている項目はダブっていないと思うのです。一旦検討しながら、これはこっちに回そうということで残った意見ですから。

前回の提言書をまとめる時に、私がこれは「流域」に関係するから「流域」のほうに回すというようなことも含まれているはずですよ。それは意見書のまとめを見たら分かります。

簡単にしたいのは分かりますけど、出された方が削除して良いということであればいいのですが、そうでなければ削除できないと思います。

「流木対策」はよろしいですか。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「11.3.草木除去対策」)

(野原座長)

次に「11.3.草木除去対策」。私の記憶では、今日来られてない方、退会された方の意見も載っているのです。薄川をきれいにしようということで会員に参加された方が主に述べた意見です。

「草木除去対策」よろしいでしょうか。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「12.環境への配慮」)

(野原座長)

次に「12.環境への配慮」に移りたいと思います。

よろしいですか。

「環境への配慮」もこのとおりにさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「13.その他」)

(野原座長)

「13.その他」、「工事は優先順位をつけて行うこと。」よろしいですか。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)「付記」)

(野原座長)

最後の「付記」に移ります。

常田さんから、県への提言書について追加意見が来ています。「提言書(案)への意見追加」という資料をご覧ください。2ページ目に常田さんから頂いた意見を綴じています。ダブっているところは追加しても分かりにくくなるので、足りない部分を追加する形で、1ページ目の 印をしてある部分だけ追加したらどうかということにしています。付記の の後に、 印の項目を として追加して、 、 を順次繰り上げて 、 とする というような形にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(巽朝子)

こういう協議会は、もう少し対立する意見をなるべく近づけてと考えていたのですが、意見の羅列というような形になったので、意見の矛盾は仕方ないと思います。ただ、肝心な所に大きな矛盾があると、提言書として重みが無いというふうになってしまいます。最初の2ページ目の上から5行目の「基本高水についての河川改修の必要性は全くない」、その3行下の「河川改修の実施を急ぐ必要性は全くない」という2つの言葉があり、4ページの「付記」の3行目には「この提言を十分に尊重し、一日も早く本格的な計画案を作成すること。」とあると、さてどっちなんだろうかというような感じを与えるんじゃないでしょうか。

(野原座長)

よく読んでもらえますか。分かりづらいかもしれないけど、文章でも誤解が無いようにちゃんと書いているんです。「洪水流量に対して」と、ことわって書いているんです。他に対しては否定しませんと、意見を述べる時に言っているんです。皆さんの意見を否定するようなことは絶対言っていません。だから、私の意見に対し

ては私が責任持たなくてはいけないから、誤解されてはいけないから、くどいようですが必要なことを一切抜かないように書いているのです。分かりづらいかもしれませんが、こういうふうには書かなければ、逆にいろんな矛盾点が出てきて文章が成り立たなくなるのです。

(巽朝子)

それでは1つだけお聞きしますが、2ページ目の3に「栄橋の現況の余裕高水位……」と書いてありますが、栄橋のところの河川改修の実施を急ぐ必要はないととればいいのですか。

(野原座長)

全体です。他の所はみんな余裕があるから。一番ネックが栄橋の所なんです。だから、あそこを重点的に見て、あそこで大丈夫なら他の所も大丈夫ということで、水に対してはそういう見方をしている訳です。

(巽朝子)

分かりました。それでは、4ページの「一日も早く本格的な計画案を作成すること」は必要でしょうか。

(野原座長)

それは、私の意見とは関係なく計画をつくるということは急いだ方が良くからというようなことで、皆さんの総意という形で書いているのです。付記の所の意見は私の意見ではありませんので、急がなくていいということになれば、付記の所の言葉を直してもいいです。皆さんがおかしいなと思って、こういうふうに直してくれということであれば直します。

(高橋邦夫)

前日も座長とやりとりしましたが、市に出す「要望書」と県に出す「提言書」の中身を見れば、市長に出すのは前向きな形で1つの方向性が決まっているのですが、県知事に出すのは両方の意見が入っている方向性がばらばらなんです。「提言書」というよりも「意見書」に直したらどうでしょう。「提言書」なんてあつかましい言葉だと思うのです。「この意見については、こっちだ、こっちだ。」と両方言っているのです。こんな提言書はないと思うのです。市長に出すのはある一定の方向に向いていますから「要望書」でも「提言書」でも良いと思うのですが、県知事に出すのは少し厚かましいので「意見書」にしたらどうでしょう。

(野原座長)

他のところも、こういう言葉になっているんですよ。書式というのもあるから、ここだけでそういうふうに簡単に決めていいのかどうか疑問なんですよ。そんなにこだわる必要はないと思います。それほど言葉は深刻じゃないと思います。原因がどこから来ているのか、今後の課題だと思うのです。それは、どこの協議会でも悩みの種です。

それでは、今日いただいた意見をまとめて書き直して、決まったところ以外についてはもう一回討議することにはしたいと思います。できたら次回までにまとめて、最終回には提出したいという考えであります。